

京丹波町公共事業再評価審査委員会

第1回会議（会議概要）

日 時 平成20年6月18日（水）
午前9時～11時15分
場 所 京丹波町中央公民館3階
大会議室
出席委員 9人（欠席 なし）

1 開 会

- ・事務局挨拶
- ・委員紹介

2 委嘱辞令交付

- ・委員委嘱（代表受領）：小森敏子委員

3 委員長・副委員長の選出

- ・委員の互選により選出
委員長：村上義雄委員、副委員長：畠中勉委員

4 町長挨拶ほか

- ・松原茂樹町長挨拶
- ・町担当者自己紹介
- ・委員会要綱等説明（事務局）
- ・村上委員長挨拶

5 議 事

（1）経過報告について

- ・担当課から経過報告について説明

（主な意見・質問等）

特になし

（2）再評価の方法について

- ・担当課から再評価の方法について説明

(主な意見・質問等)

・委員

「水道」は生活に必要不可欠なものであり、町がもっと積極的にその必要性を説明するようお願いしたい。

事業に反対する者はなく、今の状況に頭を悩ませている。

・委員

全体事業費から実施済の事業費を差し引くと44億円となるが、この事業費が未着手の取水池1箇所と配水池2箇所の事業費に相当するというのでよいか？

・担当課

事業費については、コストの縮減等による見直しを図っており、現時点では、全体事業費を144億円と見込んでいる。

現時点での事業の進捗率は約80%であり、残事業費としては、委員ご指摘の未着手分のほか、管敷設工事等を残している。

・委員

事業の内容をよく理解するためにも、現地を確認したい。

・担当課

次回の委員会で予定したい。

(3) 統合簡易水道整備事業について

・担当課から事業概要について説明

(主な意見・質問等)

・委員

先ほどの説明で、全体事業費については見直しを行い、144億円とのことであったが、物価上昇もあり、「また見直さない」ということのないよう、情勢を見極めて進めてほしい。

・委員

水源地の渇水状況の写真を見ていると、周りには杉の木ばかりが目立ち、渇水の原因に、本来、山が持っている保水能力の低下があるように思われ、その辺りも含めて考えなければならないのではないかと。森林組合との連携といったものも検討する余地があるのではないかと。

- 委員
浄水場には、水源地はないのか？
- 担当課
浄水場内に井戸を設けているものもあるが、図面では省略させていただいている。
- 委員
渇水状況の写真を見て、「水源地がこんなものであったのか」とびっくりしている。事故等はなかったようだが、もっと立派なものだと思っていた。
- 担当課
水質については、「砂ろ過」と「塩素消毒」を併用しており、原水についても水質調査を行っている。写真は渇水時のものなので、普段は、もう少し水が流れている。
- 委員
新規水源として、畑川ダムの5,000m³がなければ、水需要に応えられないということになるのか？このままでは、工場誘致も出来ないということになるのか？
- 担当課
委員ご指摘のとおりです。
- 委員
当初認可と変更認可を比較した場合、人口が減少しているのに、水量が変わっていないのには、どういう理由があるのか？
- 担当課
特に、企業用水について、アンケート調査や要望書の内容を反映するなどした結果であり、これらの詳細については、改めて説明させていただく。
- 委員
シビアな数値に基づいたシミュレーション等、資料の整理をお願いしたい。
- 委員
これまでの経緯を見ると、平成15年度に再評価を実施した後、平成16年度に変更認可を受けているが、今回の再評価もそのような位置づけとなるのか？
- 担当課
平成16年度の変更認可については、グリーンハイツ分の取り込みによるもの

であり、今回は変更認可までは考えていない。

変更認可については、必要となった時点で考えていくこととなる。

6 その他

- ・今後の日程について

第2回：6月25日（水） 午前9時から（現地調査）

第3回：6月30日（月） 午前9時から

第4回：7月 7日（月） 午前9時から

7 閉 会

- ・畠中副委員長挨拶

京丹波町公共事業再評価審査委員会委員名簿

(敬称略)

	委員長等	氏名	役職等	備考
1	副委員長	はたけなか つとむ 畠中勉	町議会議員(産業建設常任委員会委員長)	
2		たに かつひこ 谷勝彦	学識経験者	
3		なかにし かずゆき 中西和之	学識経験者	
4	委員長	むらかみ よしお 村上義雄	学識経験者	
5		なかざわ きよし 中澤清	学識経験者	
6		よしだ あきら 吉田昭	和知地区区長会長	
7		いわさき ゆうぞう 岩崎雄造	京丹波町商工会会長	
8		こもり としこ 小森敏子	京丹波町婦人会会長	
9		にしだ みつこ 西田光子	京丹波町婦人会副会長	

○京丹波町公共事業再評価実施要綱

平成 17 年 10 月 11 日

告示第 82 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、京丹波町が実施する公共事業の再評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価の対象事業)

第 2 条 再評価の対象事業は、京丹波町が実施する公共事業のうち、維持管理に係る事業を除く以下の事業とする。

(1) 事業費が予算化されているが、調査等のため 5 年間を経過した後も未着手であるもの

(2) 事業費が予算化され、継続中の事業で 10 年間を経過したもの
なお、上記の要件に当てはまらない事業についても、進捗状況等により再評価の必要があると認められる場合には、随時再評価を実施するものとする。

(再評価の方法)

第 3 条 次の視点に基づき検証することにより、再評価を実施する。

(1) 事業の進捗状況

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(3) 事業費が予算化された時点からの費用対効果分析の要因の変化等
(委員会)

第 4 条 町長は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴くものとする。

(対応方針の決定)

第 5 条 町長は、委員会の意見を尊重し、事業の継続、休止又は中止の対応方針を決定する。

(結果の公表)

第 6 条 再評価の内容等は、これを公表する。

(雑則)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

○京丹波町公共事業再評価審査委員会設置要綱

平成 17 年 10 月 11 日

訓令第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京丹波町公共事業再評価実施要綱(平成 17 年京丹波町告示第 82 号)第 4 条の規定による京丹波町公共事業再評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、町長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 審査対象公共事業に関し、町長が作成した対応方針案について審査を行い、意見がある場合には、町長に対して意見を述べること。

(2) 委員会の意見を受けて町長が決定した対応方針について、報告を受けること。

(委員会の委員及び組織)

第 3 条 委員は、町長が委嘱する。

2 委員会は、10 人以内の委員で組織する。

3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、監理課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 15 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。